

様式第18号（第28条関係）

年 月 日									
松阪地区広域消防組合消防長様									
申告者 住 所									
(連絡先：電話					番)				
職									
氏 名									
(生年月日					年 月 日)				
建物等収納物り災申告書									
り災物件と申告者との関係				所有者 ・ 管理者 ・ 占有者					
り 災 年 月 日				年 月 日					
り 災 場 所									
り 災 物 件									
品 名	数 量	単 価 (円)	購 入 時 期 年 月 日	購 入 時 価 格 (円)	り 災 の 別			再 使 用 の 可 否	
					焼	水	破	可 能	不 能

様式第18号附紙

品名	数量	単価 (円)	購入時期			購入時価格 (円)	り災の別			再使用の可否	
			年	月	日		焼	水	破	可能	不能

(注) 記載は、別添要領書に従って行ってください。

様式第18号附

建物等収容物り災申告書記載要領書

- 1 この申告書は、消防法第34条第1項により提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この申告書は、火災証明の参考にするので正確に記入してください。
- 4 この申告書は、り災した物件の所有者ごと（世帯にあつては世帯主でよい）に区分して提出してください。

記入要領

- 1 「り災物件と申告者との関係」、「り災の別」、「再使用の可否」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「り災の別」の内容は、次のとおりです。

焼： 焼損で「燃えたもの・熱で壊れたもの・煙で汚れたもの」をいう。

水： 水損で「消火によって濡れ・汚れたもの」をいう。

破： 破損で「消火のために壊れ・壊されたもの」をいう。
- 3 「再使用の可否」の内容は、次のとおりです。

「可能」： 修繕をして再使用が可能なものをいう。

「不能」： 再使用ができないもの又は修繕費がその物件の価値に比べて高すぎるものをいう。